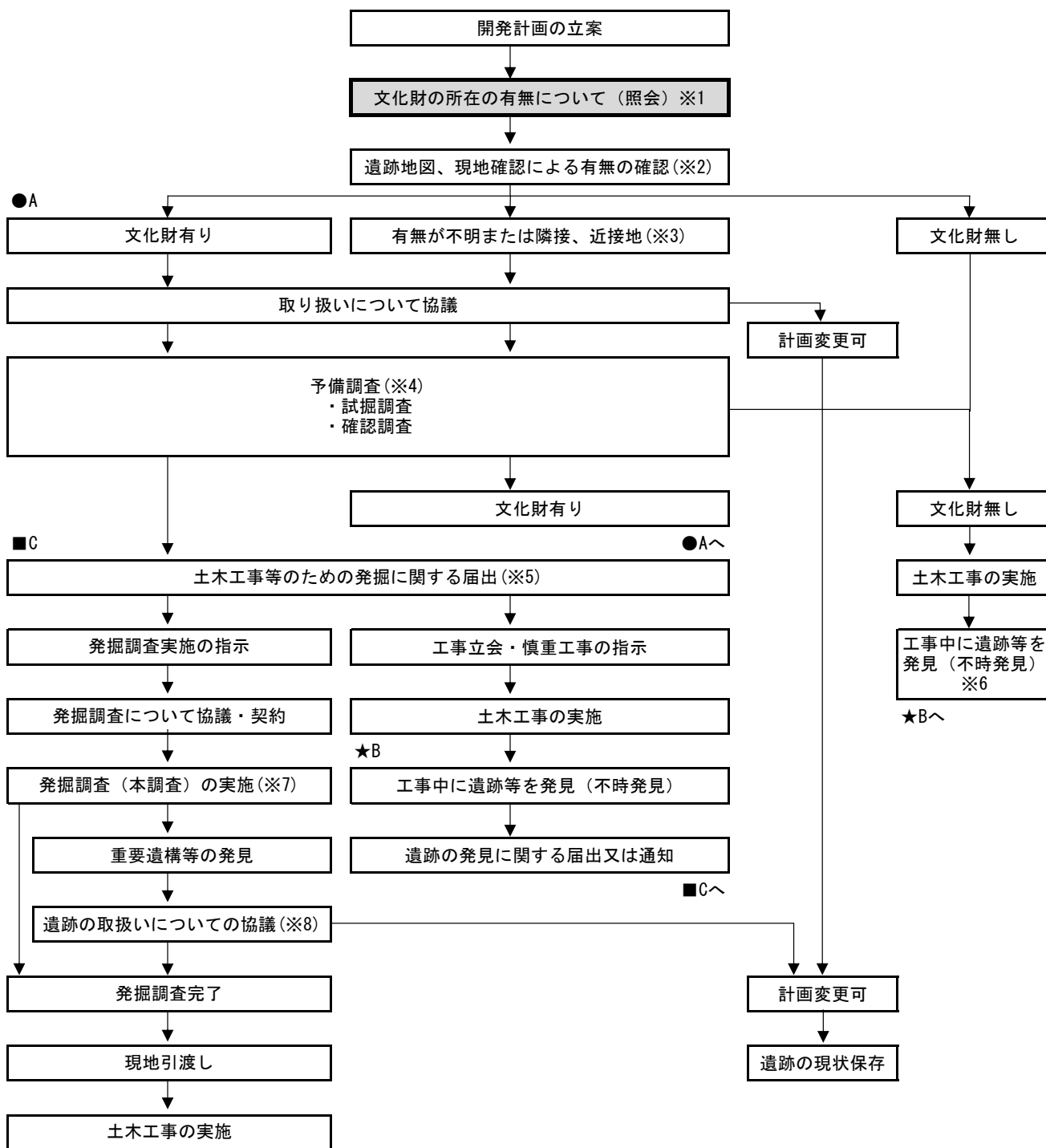


開発行為における埋蔵文化財の取り扱い



※1 所定の様式により提出。 ※2 文書による回答。 ※3 公開されている遺跡地図は目安であるため近接、隣接地では試掘調査が必要な場合がある。 ※4 遺跡の有無の確認・遺跡の範囲の確認。 ※5 文化財保護法第93、94条（文化財保護法第93条の届出は発掘しようとする日の「60日前」までに提出すること）。 ※6 文化財保護法第96、97条。
 ※7 開発工事にかかる発掘調査は、原則として原因者負担となる（ただし、個人住宅建設や零細事業者を除く）。
 ※8 重要な遺構等が発見された場合、史跡等として保存するため再協議を要することがある。